

検指第233号 平成8年10月30日

検 査 指 導 課 長 様

土木部長

ダンプトラック過積載による違法運行の防止対策実施要領について

このことについて、別紙のとおり要領を定めたので送付します。 なお、対応については、適切な指導の徹底を図るようお願いします。 また、今回の制定に伴い、平成5年8月11日付け、検指第130号により通知した 「栃木県土木部建設工事におけるダンプトラック過積載防止対策」は廃止します。

検査指導課 技術調整係 -

TEL 028(623)2421

FAX 028(623)2422

# ダンプトラック過積載による違法運行の防止対策実施要領

## 1.目的

本要領は、今般の道路交通法の改正に伴い、栃木県土木部の発注する全ての工事現場における 過積載による違法運行の防止の一層の徹底を図るために必要な対策を講じ、もって適正かつ円滑 な工事の実施に資することを目的とする。

2.過積載による違法運行の防止対策として実施する事項

設計図書への記載

工事発注時において、特記仕様書に下記記載例により記載する。

### 記載例

- 項 請負者は、工事の施工にあたっては次の事項を遵守するものとする。
- 1 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2 さし枠装着車、不表示車(1) 等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 3 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
- 4取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行う場合、又はさし枠装着車、不表示 車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずる こと。
- 5 建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 6以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

#### 請負業者への指導の徹底

1)施工計画書に過積載防止に関する下記事項の対応策が記載されているか確認し、記載されていない場合は、記載するよう指導するとともに、遵守させるものとする。

工事用資材等の積載超過のないようにすること。

過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。

資材等の過積載を防止するため、資材の購入にあたっては、資材納入業者等の利益 を不当に害することのないようにすること。

以上のことにつき、元請建設業者は下請建設業者を十分指導すること。

2)安全協議会等における周知安全協議会等において、職員(原則として総括監督員)から、 過看載による違法運行の防止の取り組みを促す。

# 日常の監督業務における指導

日常の監督業務を通じて、過積載と疑わしい車輛を現場において確認したときは、直ちに当該請負業者に対し調査のうえ改善するよう指導を行い、期日(概ね2日以内)を設定し、当該期日までに調査及び改善結果を文書で報告させる。この場合、報告を受ける者は原則として主任監督員とする。

#### 建設副産物に係わる再生資源の利用の促進と適切な積算の実施

「再生骨材使用基準」及び「再生加熱アスファルト混合物使用基準」に基づき、再生資源の利用及び利用の促進を図り、定量積載を推進するため、「残土処理基準」及び「産業廃棄物処理基準」に基づき、指定処分等の条件明示及び適正な積算の徹底を図るものとする。

### 現場総点検の実施

日常の監督業務における指導の他、下記により現場総点検を行うものとする。

- 1)原則として、毎月1回現場総点検を実施するものとする。
- 2)点検は出来るだけ搬入・搬出の多い時期(時間)に行い、1工事2時間又は20台程度について行うものとする。
- 3)点検は、原則として監督員が行うものとする。
- 4)過積載と疑わしい車輛及び不表示車を現場において確認した場合は、直ちに当該請負業者に対し調査のうえ改善するよう指導を行い、期日(概ね2日以内)までに調査及び改善結果を文書で報告させる。この場合、指導は監督員が行い、報告は原則として主任監督員が受けるものとする。
- 5)産業廃棄物処理専用車(土砂運搬禁止車)による土砂等の運搬は全て過積載とみなす。

### 結果の報告

日常の監督業務において過積載を確認した場合、及び現場総点検の結果については、月毎に各出先事務所でとりまとめて、様式 - 1及び様式 - 2により、技術管理課技術調整担当に写真を添えて提出するものとする。

#### 工事成績評定への反映

工事成績評定について、過積載による違法運行の有無及び処分状況を勘案するものとする。

#### 附則

平成5年8月11日付(検指第130号)「ダンプトラックの過積載防止対策について」、 これを廃止する。

この要領は、平成8年12月1日から適用する。

## (1)不表示車について

不表示車とは、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」 (以下、「ダンプカー規制法」という)第4条における表示義務違反車とする。

### -【参考資料】----

土砂等を運搬する大型自動車(最大積載量5t以上)は、「ダンプカー規制法」により規制を受ける。

よって、同法により、運輸大臣に届け出ると共に申請をし、表示番号の指定を受けなければならない。

1. 土砂等とは、

砂利(砂及び玉石を含む)又は砕石をアスファルト又はセメントにより安定処理した物及び アスファルト・コンクリート

鉱さい、廃鉱及び石灰殻

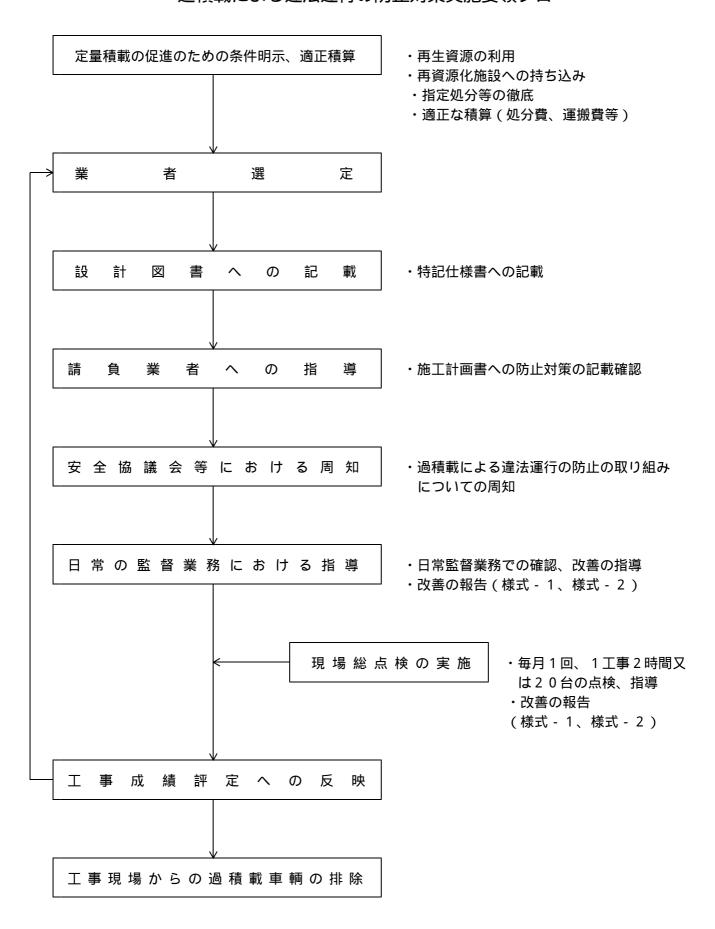
コンクリート、れんが、モルタル、しっくい、その他これに類する物のくず 砂利状又は砕石状の石灰石及び珪砂

2.指定を受けた表示番号は、荷台の両側及び後面に表示を義務づけられている。また、表示の ないものは違反となる。(特別措置法施工規則第6条)

表示する文字記号	経営するの種類	事業	備	考
(営) (石) (砂) (販) (健) (他)	自採砕砂砂建その現り	業 業 取業	営業車(緑ナンバー) 採石業を主たる業務として届出 砕石業を主たる業務として届出 砂利採取業を主たる業務として届出 砂利の売買契約を基に販売業を業務として届出 建設業を主たる業務として届出 上記以外の業による届出	

- 3. 運賃のみをもらって土砂の運搬ができるのは、営業車(緑ナンバー)だけである。
- 4. 自家用自動車(白ナンバー)は、運賃のみをもらって土砂の運搬はできない。
- 5.荷台容積を増加した自動車(深ダンプ等)では、ダンプカー規制法の対象物(土砂等)の運搬を行うことはできない。(土砂等を運搬できるのは、標準平ダンプ)
- 6. 土砂等を運搬する車で汚泥は運搬できない。汚泥は土砂には該当しない。

# 過積載による違法運行の防止対策実施要領フロー



# 点検箇所一覧表

事務所	平成	年	月分
-----	----	---	----

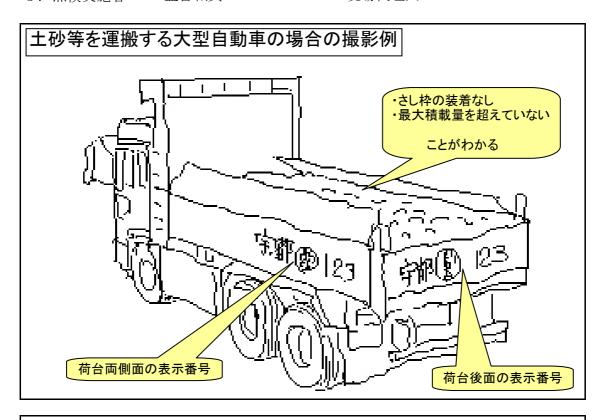
担当課名	工	事	名 名	契約額	請負業社名	過積載の有無	備	考

# 過積載点檢調查票

	事務所 平成 年	月	日作成
工事名			
箇 所 名			
請負業者名			
点検実施日	平成 年 月 日( ) A. M. • P. M.	~	
点検実施者	監督員現場代理人		
調査項	目		
1. 点検車両数			台
2. 過積載車両台	数		口
3. 過積載車両の内	記(過積載車両があった場合のみ記入) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
1. さし枠 を設	と置して過積載をしていた車両		台
2. 産業廃棄物具	享用車(深ダンプ)で過 <b>積載</b> をしてた車両		台
3. 土砂及び砕石	、As合材等を荷台枠上面から積荷高Ocm以上で過積載をしていた車両		台
4. As、Co殼	及びAs切削設を荷台枠上面から積荷高20cm以上で過費載をしていた車両		台
5. その他〔/	例 : 表示義務違反車による運搬等		台
〔過積載根絶のプ	ための方策 〕		

# 過積載点検調査票 (写真)

- 1. 工 事 名
- 2. 箇 所 名
- 3. 請負業者名
- 平成 年 月 日 時~ 4. 点検実施日
- 現場代理人: 5. 点検実施者 監督職員:



補足写真 (必要があれば)

**参考** 土砂等とは (土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法) ①土、砂利 (砂及び玉石を含む)、砕石

- ②砂利(砂及び玉石を含む)又は砕石をアスファルト又はセメントにより安定処理した物及びアスファルトコンクリート
- ③コンクリート、レンガ、モルタル、しっくい、その他これに類する物のくず
- ④鉱さい、炭鉱及び石灰殻
- ⑤砂利状又は砕石状の石灰石及び珪砂